

麻績村一般廃棄物処理基本計画

【令和6年度～令和15年度】

令和 6 年 3 月

長野県 麻績村

目 次

1	第1章	基本計画策定の趣旨……………	2
2	第2章	麻績村の概要……………	3～6
3	第3章	ごみ処理の現状と課題……………	7～10
4	第4章	ごみ処理基本計画……………	11～17
5	第5章	生活排水・し尿処理の現状と課題……………	18～19
6	第6章	生活排水・し尿処理基本計画……………	20～21

第1章 基本計画策定の趣旨

第1節 基本計画策定の目的

循環型社会形成推進基本法の制定を機に、リデュース・リユース・リサイクルの3Rがより進む社会経済システムの構築を目指し、各種個別のリサイクル法などの法体系の整備が進められ、平成27年に「持続可能な開発目標」を中核とする天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減する持続可能な循環型社会や低炭素社会の形成に向けた取り組みが進められています。

長野県においては2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を規定し、持続可能な脱炭素社会に向けた取り組みを推進する「長野県脱炭素社会づくり条例」が公布・施行され、その中でプラスチックの資源循環の推進、エシカル消費などこれからの社会に必要な新たな取り組みについて規定しています。

近年では、食品廃棄物の削減、使用済み製品から有用金属の回収や、廃プラスチック製品による海洋汚染問題に伴い、ストローなどの使い捨て製品を他の素材に転換するなどの対策も図られ、今後はプラスチック製品全般に対する対策が求められています。

併せて、生活排水・し尿処理は、下水道関連事業が開始してから20年以上経過しています。

このような状況の中で、麻績村一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は本村が循環型社会を形成し、持続可能な発展を続けていくために重要な位置を占めるごみの処分や生活排水・し尿の処理について、その排出抑制も含めた総合的かつ長期的な基本方針を示すものです。

第2節 基本計画策定の期間

本計画は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化も想定しうるため、おおむね5年ごと、又は計画策定の前提となる諸条件に大きな変動のあった場合は、必要に応じて見直すこととします。

第3節 計画の位置づけ

本計画は「第7次麻績村振興計画」と穂高広域施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」との整合性を図り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき、本村が長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るために、ごみの排出抑制から最終処分に至るまでの、ごみの再資源化や適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、生活排水・し尿処理においても環境負荷の軽減を図るために必要な生活排水の処理率、下水道施設・設備の管理運用などについても定めております。

第2章 麻績村の概要

第1節 位置及び地勢

本村は、長野県の中央に位置する筑摩山地のやや北寄り、東筑摩郡の北端、高原の村であり、東西9.42km、南北7.94kmの三角形をなし、総面積34.38km²、うち約70%が山林・原野です。

北端の聖高原、南端の四阿屋山、東端の一本松峠はいずれも1,000mを超す山岳地帯であり、これらを集水域とする一級河川麻績川が名勝差切峡・山清路に向かって西流しています。この麻績川及びその支流に沿って展開する標高600mの掌状の盆地に集落や耕地が分布しています。

第2節 気象の概況

気候は、典型的な内陸性気候であり四季の変化に富んでいます。気温の比較差や年較差が大きいことが特徴です。

年間平均雨量は、約1,100mmと少なく、空気は乾燥しています。

第3節 社会環境

1. 人口の推移

本村の総人口は、急激な転出と少子高齢化により昭和35年以降減少しており、令和2年の国勢調査人口は2,547人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和42年は、1,094人になると予測されています。

	人 口				
	男（人）	女（人）	合計（人）	増減（人）	増減率（%）
昭和40年	2,239	2,464	4,703	▲ 377	▲ 7.4
昭和45年	2,136	2,376	4,512	▲ 191	▲ 4.1
昭和50年	1,990	2,169	4,159	▲ 353	▲ 7.8
昭和55年	1,927	2,089	4,016	▲ 143	▲ 3.4
昭和60年	1,818	1,987	3,805	▲ 211	▲ 5.3
平成 2年	1,774	1,848	3,622	▲ 183	▲ 4.8
平成 7年	1,627	1,872	3,499	▲ 123	▲ 3.4
平成12年	1,562	1,785	3,347	▲ 152	▲ 4.3
平成17年	1,467	1,737	3,204	▲ 143	▲ 4.3
平成22年	1,362	1,608	2,970	▲ 234	▲ 7.3

平成 27 年	1,299	1,489	2,788	▲ 182	▲ 6.1
令和 2 年	1,198	1,349	2,547	▲ 241	▲ 8.6

(資料：国勢調査)

2. 産業の動向

本村の基幹産業・農業、第 1 次産業就業者は、昭和 40 年代過半数を占めていましたが、昭和 50 年代には 40 % 台、平成では 20 % 台、現在では 10 % 台まで減少しています。

第 1 次・第 2 次産業に代わって第 3 次産業就業者が増加している状況となっています。

就業人口の推移

(単位：人・%)

区分 年	就業者数				
		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能
昭和 50 年	2,484	1,062 (42.8)	577 (23.2)	843 (33.9)	2 (0.1)
昭和 55 年	2,340	834 (35.6)	580 (24.8)	924 (39.5)	2 (0.1)
昭和 60 年	2,275	803 (35.3)	616 (27.1)	856 (37.6)	0 (0.0)
平成 2 年	2,186	636 (29.1)	717 (32.8)	833 (38.1)	0 (0.0)
平成 7 年	2,073	604 (29.1)	575 (27.7)	892 (43.0)	2 (0.1)
平成 12 年	1,854	481 (25.9)	531 (28.6)	839 (45.3)	3 (0.2)
平成 17 年	1,774	492 (27.7)	438 (24.7)	843 (47.5)	1 (0.1)
平成 22 年	1,452	288 (19.8)	357 (24.6)	806 (55.5)	1 (0.1)
平成 27 年	1,401	306 (21.8)	298 (21.3)	796 (56.8)	1 (0.1)
令和 2 年	1,269	225 (17.7)	259 (20.4)	785 (61.9)	0 (0.0)

(資料：国勢調査)

第 4 節 将来構想

1. 本村の総合計画等

令和 5 年度から 10 年の将来を見据えた「第 7 次麻績村振興計画」が策定され、本村が目指すべき姿を実現するための基本的な施策が示されました。

本村を取り巻く様々な環境変化や、住民ニーズの動向に的確かつ速やかに対応し、各種施策の柔軟で機動的な推進を図るため、令和 14 年度を目途とする振興計画が策定されました。

第 7 次麻績村振興計画		基本構想 令和 5 年度～令和 1 4 年度
基 本 構 想	将来像 ～ 更なる飛躍を 心ときめく 麻績村へ ～	
	1 新型コロナウイルス感染症がもたらした影響と新しい生活様式への対応 2 少子化・高齢化・人口減少への対応 3 安心・安全な村づくりの対応 4 持続可能な開発目標（SDG s）への対応 5 自治体 DX への対応 6 脱炭酸社会への対応	
ご み 処 理 関 連	分野別基本計画：環境安全 主な施策方針 ・環境保全審議会の開催や、地区環境美化協力員と協力し、住民の環境問題に対する意識向上の啓発活動を実施します。 ・生ごみの減量化や再資源化の「循環型社会」を構築するため、生ごみ処理槽設置に対する補助金交付事業や、地域循環型堆肥化施設の運用を進めます。 ・住民のリサイクル・リユース意識の啓発に努め、ごみの排出抑制と分別の徹底を進めます。 ・プラスチックマークの無いプラスチック製品のリサイクル収集方法の研究に努めます。	
生 活 排 水 ・ し 尿 処 理 関 連	分野別基本計画：生活基盤・下水道 現状と課題・主な施策方針 ・生活排水処理については、下水道事業の水洗化率の向上の推進や計画的に下水道設備の点検等を行い、適正な維持管理に努めます。 ・令和 2 年度から麻績アクアセンターに於いて、村内で排出されたし尿、農業集落排水施設汚泥、浄化槽汚泥の受入れを開始し、効率的な下水道事業の運営に努めています。	

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の概要

1 現状と課題

本村のごみは、委託による民間業者が各地区内の集積場でごみを収集後、穂高クリーンセンター（穂高広域施設組合）へ運搬し、同施設で処理をしています。

可燃物は週1回、不燃物と資源物は月1回収集運搬しています。

集積場は、各地区の環境美化協力員の協力により、ごみの分別の徹底に努めています。

今後は、収集ごみの中身を見ながら、リサイクル出来るごみはリサイクルする対応をし、ごみの減量化に努めていきます。

また、村内各地でごみの不法投棄が見られ、観光地を抱える本村としての課題でもあり、ごみの減量化に繋がらない事案と認識しています。今後も不法投棄監視連絡員や関係者と連絡を取りながら、不法投棄を未然に防ぐ対策等を継続して進めていきます。

併せて、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式が生まれ、物資の消費や需要に伴う包装物の過多による一般廃棄物の増加に伴い、ごみの減量化及び再資源化の促進、住民の意識向上に努めていきます。

2 処理対象ごみ

本村で処理を行っているごみの種類は以下のとおりです。

一般家庭から排出される一般廃棄物（処理対象ごみ）

種 類	内 容
可燃物	紙くず、生ごみ、その他可燃物のごみ
資源物 1	飲料用空缶(アルミ、スチール)、飲料用ビン類(茶色、無色、その他)
資源物 2	ペットボトル、白色トレイ、プラスチック容器包装、新聞紙、雑誌、古布、飲料パック、段ボール等
不燃物	その他缶・ビン、金属類、ガラスくず、陶器類、割れた蛍光灯、電球
上記以外	蛍光管、乾電池
粗大ごみ	家電用具、タイヤ、じゅうたん、カーペット、ステレオ、廃プラスチック類、木くず、生木等

3 ごみ発生量の推移

分 類	30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	5 年間 平 均
	量(kg)	量(kg)	量(kg)	量(kg)	量(kg)	
可燃ごみ						
スチール缶						
アルミ缶						
白ビン						
茶ビン						
込ビン						
ペットボトル						
白トレイ						
プラスチック容器包装						
紙製容器包装						
段ボール						
新聞紙						
雑誌						
牛乳パック						
古布						
ガラス陶磁器埋立ごみ						
金属くず						
乾電池						
蛍光管						
粗大ごみ						
合 計						
人口 (4/1 付け外国人を含む)						
一世帯あたりの年間のごみ量(kg)						
一人あたりの年間のごみ量(kg)						
一世帯あたりの 1 日のごみ量(kg)						
一人あたりの 1 日のごみ量(kg)						
生ごみ処理槽購入補助対象者数						
ステーション整備補助対象件数						

本村のごみ量は、住民のリサイクル意識の向上もあり、現在は横ばい傾向にありますが「循環型社会」を構築するため、ごみの減量化や再資源化に努めています。

第2節 排出抑制・再資源化の現状

本村では、ごみの排出量を抑制しかつ資源の循環利用が推進されるように、生ごみの堆肥化及び資源物の分別収集に努めています。また、これらを推進する目的で以下の奨励制度を設けて住民の活動を支援しています。

奨 励 制 度	奨励制度開始年度
ごみ減量化再資源化事業補助金	平成4年度
ステーション整備補助金	平成4年度

1 排出抑制・再資源化の現状

(1) 生ごみの堆肥化

村内の家庭（モデル地区のみ）や公共施設、営業施設等から排出される食品残さを再資源化処理し、処理資材を使用した農地の土づくりを推進して地域循環型農業の振興を図るため「麻績村地域循環型堆肥化施設」を運営しています。

現在は、モデル地区のみの収集ですが、今後、全村収集が可能か研究します。

(単位：k g)

	30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
生ごみ処理量					

(2) 資源物の集団回収

年間を通じ、小学校や中学校の関係者がアルミ缶等の回収を実施しています。

第3節 収集・運搬の現状

1 収集・運搬体制の現状

(1) 収集・運搬体制

家庭ごみの収集運搬は、ステーション方式による集積場において、以下のとおり実施しています。

なお、収集・運搬等は、民間業者に一部委託をしています。

区 分	集積場数	収集体制
可燃物	53ヵ所	村（民間業者委託）
資源物1	53ヵ所	村（民間業者委託）

資源物 2	5 3 ヲ所	村（民間業者委託）
不燃物	5 3 ヲ所	村（民間業者委託）
蛍光灯	1 ヲ所	村が収集・運搬
乾電池	1 ヲ所	村が収集・運搬

（２）計画収集区域

計画収集区域は、麻績村全域を対象としています。

（３）収集対象ごみの種類及び回収日等

ごみの種類及び回収日等は以下のとおりです。

ご む の 種 類	集積場数	回 収 日
可燃物	5 3 ヲ所	毎週水曜日
缶（アルミ、スチール）ビン・ガラス類	5 3 ヲ所	1 ヲ月に 1 回
ペットボトル、トレイ、プラスチック容器包装、新聞紙、雑誌、古布、牛乳パック、段ボール、紙製容器包装	5 3 ヲ所	1 ヲ月に 1 回
金属類、ガラスくず、陶器類、割れた蛍光灯、電球	5 3 ヲ所	2 ヲ月に 1 回
蛍光灯	1 ヲ所	2 ヲ月に 1 回
乾電池	1 ヲ所	常 時

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

本村は、以前から資源物の分別収集の実施や生ごみの堆肥化等を進め、住民、事業者及び本村の協働による「ごみの排出抑制・再資源化」の推進をしてきました。

今後は、ごみ発生量の少ない村づくりを進めるとともに限られた資源やエネルギーの有効活用を進め、環境負荷の低減と地球環境の保全に努めていく必要があります。

このため、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本としたごみ処理体制を構築することにより、焼却処理するごみの量や最終処分量を削減し、循環型社会の形成を目指します。

- ・排出抑制（リデュース）

ごみになるものを買わない、作らない事により、ごみになる物を減らすこと。
エコバッグを使用して、レジ袋の削減をするなど。

- ・再使用（リユース）

何度でも使用可能であれば、すぐ捨てずに使用すること。
詰め替え用製品を使用して、使用可能な物を使用するなど。

- ・再生利用（リサイクル）

使い終わった物をもう一度資源に戻し製品を作ること。
資源物の分別回収を周知し、リサイクルの仕組みづくりを構築するなど。

第2節 目標の設定

平成9年度から資源物の分別収集を開始し、容器包装リサイクル法等のリサイクル関連法への対応、生ごみの堆肥化実施など、ごみの減量化と資源化の推進に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、可燃ごみの中には、再使用・再生利用可能なものも含まれています。

今後も、ごみの発生・排出抑制に取り組んでいくために目標値を設定し、更なるごみの減量及び資源化を図っていくこととします。

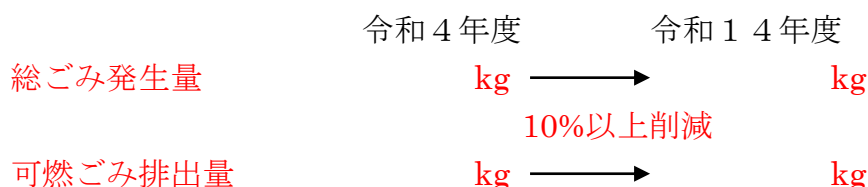
目標値は発生・排出抑制、再生利用の取り組みの進展度を計る指標として、令和5年度を総ごみ発生量の基準年度とし、次のとおり目標の設定をします。

（1）ごみ減量化の目標

令和14年度（最終年度）の総ごみ発生量を基準年度と比較し、概ね10%

削減を数値目標に設定します。

削減に当たっては、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の目標に挙げられている目標の量を減少させる試みとして、食料残さについては「ごみ減量化再資源化事業補助金」の啓発や、「堆肥化施設」で土壌改良材へリサイクルして、可燃ごみ排出量をできるだけ少なくします。



第3節 排出抑制・再資源化計画

循環型社会の形成を推進するためには、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの推進を推進する必要があります。円滑にこれらを推進するためには住民、事業者の協力が必要不可欠であり、行政を含む三者が協働してそれぞれの役割を担い、排出抑制・再資源化の推進を図ります。

現在実施しているごみの排出抑制・再資源化の施策をさらに充実、発展させていくとともに、指定ごみ袋制、食品廃棄物（生ごみなど）のバイオマスの積極的活用等新たな施策を研究して資源循環型システムの構築に取り組むものとします。

- ・バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を言います。

化石燃料は一度利用すれば再利用が困難ですが、バイオマスは再生可能な資源であるため、大気中に新たに二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルな資源といわれています。

1 ごみの排出抑制を目指して

循環型社会形成のために優先すべきは、ごみの排出抑制です。

不要な物は買わない、持たない、家庭に持ち込まないなど、ライフスタイルへの転換を目指します。

（1）家庭ごみの排出抑制

行政

① 指定ごみ袋制の実施

- ・可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの各指定ごみ袋を使用いただき、ごみの

排出抑制と資源物回収率の向上を目指します。

② 排出抑制につながる情報の発信

- ・広報誌、ホームページ等を利用して広報・啓発に努めます。

③ 保育園、小学校、中学校で食品ロス削減の呼びかけ、ごみの減量化の話を
実施し、住民意識の底上げに努めます。

④ 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みについて

- ・SDGsは、2030年（令和12年）までに達成すべき17の目標等が国連において掲げられ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能な循環型社会や、低炭素社会の形成に向けた取り組みが勧められています。
- ・本村においても、住民、事業者、行政の協力体制の構築を目指し、持続可能な社会の実現を目指します。



住 民

① 各指定ごみ袋の使用

- ・可燃ごみ、不燃ごみを集積場に出す際は、分別し必ず指定ごみ袋で出させていただきます。

② 生ごみの水切りや、ごみ減量化再資源化事業補助金を活用して、生ごみ減量化にご協力いただきます。

③ 家庭での食べ残しを減らすことにご協力いただきます。

事業者

- ① 再使用可能な商品や環境にやさしい商品の販売に努めていただきます。
・詰め替え可能な商品、包装の簡易な商品など環境にやさしい商品の販売に努めていただきます。
- ② 事業で発生した廃棄物の抑制に努めるとともに、再使用や再生利用を推進することにご協力いただきます。
- ③ 廃棄物処理法の遵守や、環境美化活動に努めていただきます。

第4節 収集・運搬計画

1 効率的な収集・運搬と資源化を目指して

家庭から排出されたごみは、衛生上支障が生じないよう速やかに収集・運搬しなければなりません。

また、資源として利用できるものがきちんと回収できるよう分別排出しやすい仕組みづくりを行っていくことも重要です。効率的な収集・運搬を行うとともに住民サービスの向上を図るため、次のような施策を講じていきます。

(1) 祝祭日収集の実施

住民サービス向上の一環として、休日に粗大ごみ収集日を設け、年2回収集を実施しています。

(2) 適正排出指導

ごみや資源物の適正排出については、地域の環境美化協力員を通じて情報の提供や、ごみの出し方の指導体制を充実させていきます。

中には、排出ルールが守られない傾向がある家庭等が見受けられるため、行政職員が適正な排出指導をしています。

2 収集区域

収集対象区域は、麻績村全域とします。

3 収集・運搬方法

(1) ごみの分別区分は以下のとおりです。

種 類	内 容
可燃物	紙くず、生ごみ、その他可燃物のごみ
資源物 1	飲料用空缶(アルミ、スチール)、飲料用ビン類(茶色、無色、その他)

資源物 2	ペットボトル、白色トレイ、プラスチック容器包装、新聞紙、雑誌、古布、飲料パック、段ボール等
不燃物	その他缶・ビン、金属類、ガラスくず、陶器類、割れた蛍光灯、電球
蛍光灯	蛍光管
乾電池	乾電池
粗大ごみ	家電用具、タイヤ、じゅうたん、カーペット、ステレオ、廃プラスチック類、木くず、生木等

第5節 中間処理計画

1 中間処理計画の方針

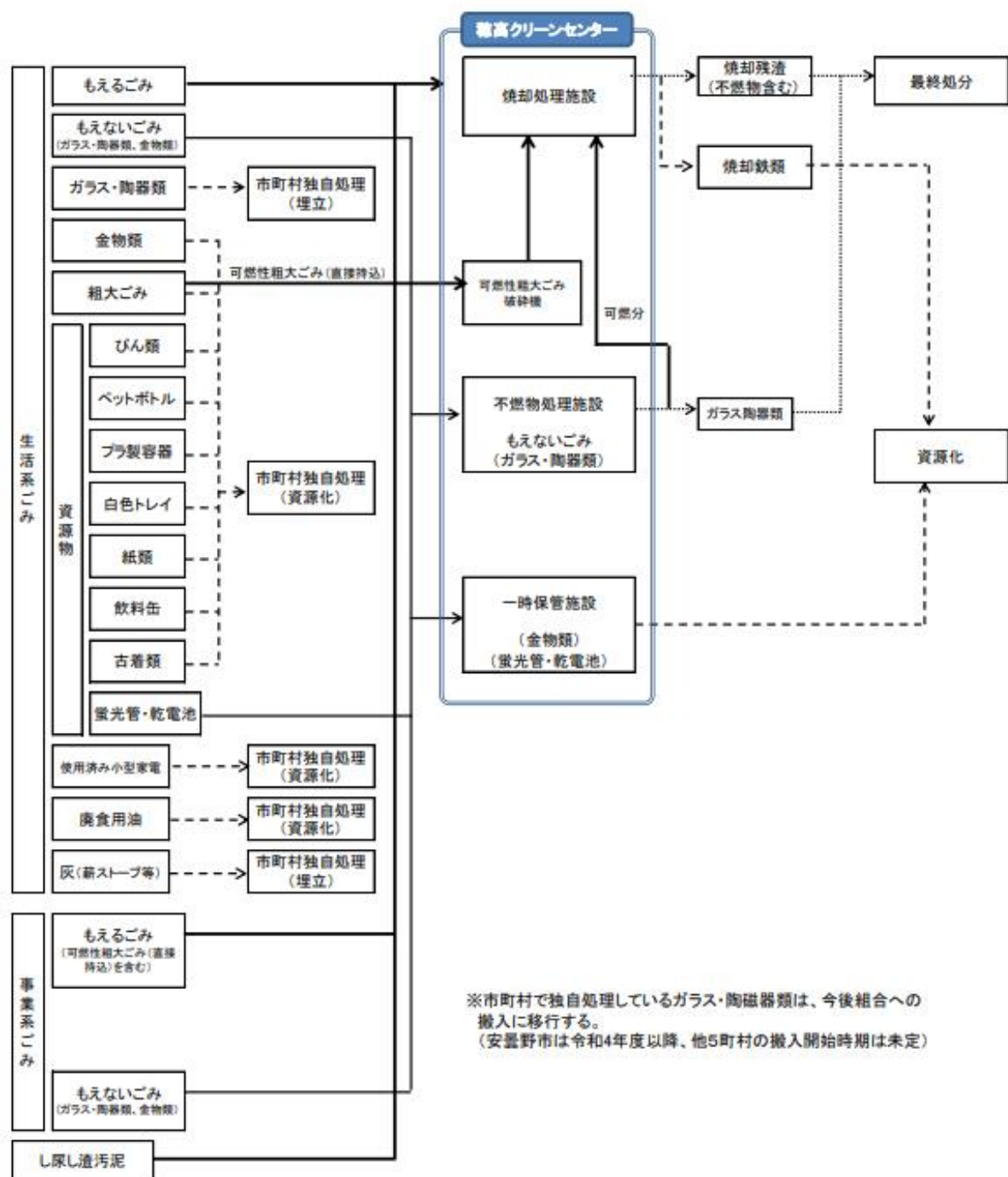
循環型社会を構築していくため、積極的な減量化・資源化によるごみ排出量の抑制を図った上で、環境負荷の軽減や処理コストの削減を踏まえた効率的な中間処理を行います。

なお、本村においては、可燃物と一部の不燃物は穂高クリーンセンターにて処理され、不燃物と資源物の処理は民間業者に委託しています。

2 中間処理の状況

本村では、可燃ごみは穂高クリーンセンターで焼却処分し、最終処分量の減量化を行っています。

また、不燃ごみ、資源物等は民間業者に中間処理・最終処分を委託し、再資源化することで減量化を図っています。



中間処理の状況（出典：令和4年3月 穂高広域施設組合 一般廃棄物処理基本計画）

第6節 最終処分計画

1 最終処分計画の方針

循環型社会の構築を踏まえたごみの減量化・資源化施策の実施により、ごみ処理量および低減化に努め、安全かつ安定的な最終処分を行います。

2 最終処分状況

穂高クリーンセンターの中間処理に伴い発生する残渣は、穂高クリーンセンターの責任により最終処分します。

ガラス陶磁器くず等の残渣は民間業者に委託し、民間業者が処分場に運搬し、最終処分をしています。

ビン類、プラスチック容器包装、紙製容器包装等の資源物は、中間処理を委託した民間業者から公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡され再資源化しています。

第7節 環境美化対策

村内の町並み美化対策として次のような施策を講じます。

1 ポイ捨て対策

- (1) 麻績村ポイ捨て等防止に関する条例及び、同条例施行規則の規定に沿って健康で快適な生活を確保することを目指します。
- (2) 地域住民や関係団体の協力を得て、道路や公園などの清掃を行うとともに、看板を設置するなどポイ捨てをしにくい環境づくりを行います。

2 不法投棄対策

- (1) 不法投棄監視連絡員と合同で不法投棄パトロールを実施します。
- (2) 既存の不法投棄が新しい不法投棄を助長する悪循環を防ぐため、行政や関係団体によるパトロールや、投棄物の回収、常習箇所禁止の看板を設置するなど不法投棄されない環境づくりを進めます。

第8節 三者協働の仕組みづくり

環境学習の仕組みづくり

住民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくためには、お互いが責任と役割を理解しあい、信頼関係を築くことが大切です。

(1) 情報の公表等

行政は、実施しようとしている施策や仕組みを公表し、理解をしてもらえるよう努めます。

(2) 情報の提供等

住民や事業者がごみ問題・美化問題・循環型社会作りの必要性に関する知識を深め、今後の行動に役立てられるよう広報、啓発パンフレット、ホームページ等を活用した情報提供を充実させます。

(3) その他

転入者に対し、転入時にチラシ等を配布するなど、効果的な方法の実現に

努めます。

第9節 将来の処理体系と期待される効果

(1) ごみの発生量の削減

排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とし、バイオマスの検討や、三者協同の仕組みづくりの構築などにより、ごみの発生量8%削減を目指します。

また、買い物時のエコバックの推進や広報・啓発活動等を講じることにより可燃ごみの量の削減に努めます。

(2) 減量化施策を講じた場合の予測結果

令和4年度を基準年度とし、基本計画に示す排出抑制、資源化の施策を講じた場合の予測結果を下記に示します。

(単位：kg)

ごみの種類	令和4年度	令和8年度	令和11年度	令和14年度
可燃ごみ				
無色びん				
茶びん				
込びん				
ガラス・陶磁器類				
トレー				
ペットボトル				
スチール缶				
金属類				
アルミ缶				
段ボール				
新聞紙				
雑誌				
牛乳パック				
古布				

紙製容器包装				
容器包装プラスチック				
乾電池				
蛍光管				
粗大ごみ				

第5章 生活排水・し尿処理の現状と課題

第1節 生活排水・し尿処理の概要

1 現状と課題

下水道建設事業は供用開始から20年が経過し、効率的な維持管理に努めていますが、老朽化による修繕及び改築の時期を迎え、更なる経費の削減のため全体計画の見直しを行っています。

全下水道事業について、維持管理を行っていく中で、今後増加が予想される修繕及び改築・更新への対応が課題になっています。

2 生活排水処理

生活排水処理における人口の内訳は以下のとおりです。

(1) 人口の内訳

	令和4年度末（令和5年3月31日）
1. 行政区域内人口	人
2. 計画処理区域内人口	人
3. 水洗化・生活雑排水人口	人

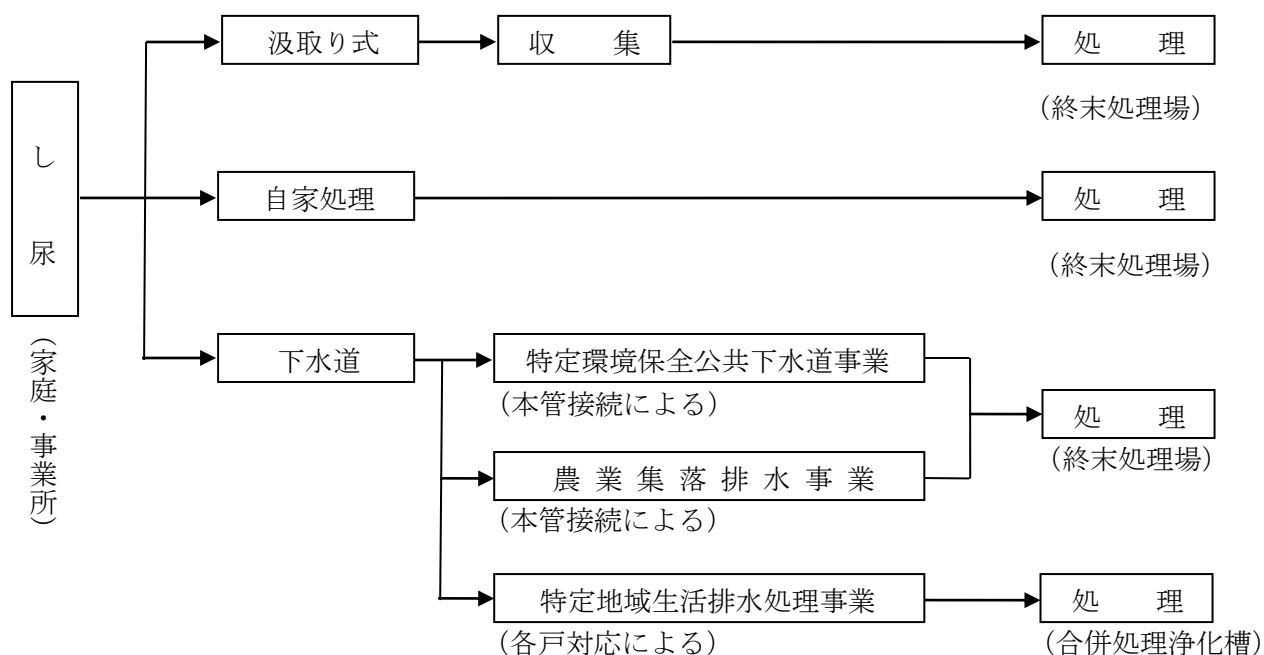
(2) 生活排水処理形態別内訳

	令和4年度末 (令和5年3月31日)
1. 計画処理区域内人口	人
2. 水洗化・生活排水処理人口	人
(1) コミュニティ・プラント	0人
(2) 合併処理浄化槽	人
(3) 特定環境保全公共下水道	人
(4) 農業集落排水処理施設	人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人
4. 非水洗化人口	人
5. 計画処理区域外人口	0人

3 し尿・汚泥処理

し尿処理は、環境保全のため必要不可欠なものであり、効率的な管理運営を進めるため、麻績アクアセンター（公共下水道終末処理場）での処理を平成 年 度から開始しています。

(1) し尿処理のフローチャート



(2) 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
計画処理区域内人口					
水洗化人口					
単独処理					
合併処理					

(3) し尿処理の推移（し尿処理施設による）

(単位：kℓ)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
し 尿					
浄化槽汚泥					
計					

第6章 生活排水・し尿処理基本計画

第1節 基本方針

本村において、これまでに生活排水などによる環境負荷の軽減を図るために下水道関連事業を推進し、供用開始から20年が経過しています。

現在は、施設老朽化により計画的な修繕及び改築を加味し、生活排水処理の全体計画を見直し、麻績アクアセンターの有効活用を含め、管理運営の効率化を目指します。

第1節 生活排水・し尿処理の目標

(1) 生活排水処理

・令和4年度を基準年度とし、最終年度（令和14年度）の生活排水の処理率向上を目指します。

	令和4年度	令和14年度
生活排水処理基準	%	100%
下水道人口	人（ %）	人（100%）

(2) し尿処理

	令和4年度	令和14年度
汲み取りし尿	kl／日	kl／日
単独浄化槽汚泥	0 kl／日	0 kl／日
合併浄化槽汚泥	kl／日	kl／日
合計	kl／日	kl／日

第2節 生活排水・し尿処理の計画

村内の生活排水処理の計画として、次のような施策を講じます。

1 効率的な管理運営

生活排水処理の全体的な計画を見直すことにより、管理運営の効率化を図ります。

~~2 農業集落排水事業の統合~~

~~——農業集落排水事業である上井堀地区を特定地域環境保全公共下水道へ統合します。——~~

2 設備の修繕・改築

麻績アクアセンター、桑山アクアセンター（農業集落排水事業終末処理場）の長寿命化計画に努めます。

3 処理方法の検討

し尿・合併処理浄化槽の汚泥及び、桑山アクアセンターの汚泥を麻績アクアセンターで処理することが可能か検討を進めます。

4 下水道管渠の洗浄・調査

下水道管渠の洗浄・調査を計画的に進め、維持管理に努めます。

5 水洗化率の向上

本来の目的である環境保全のため水洗化率の向上を図ります。

